

議機関である。従つて、決定を負ふ事項はその内容性質に依つて更に中央委員会の議決を経て実施せらるゝことになる。換言すば大会より大会の中央委員会の議決機関の如きものである。

審議は労働組合の大體は労働大衆の主体的運動の一部面と看做さるゝのであつた。總同盟は二年に一回の大会を開行し、其の内に實質的な事務會議を前に至つたことは、その意味に於て労働運動の内容的に健全な発展して来たることを示すものである。唯、一總同盟の存在が、全国労働組合同盟の如きものでなく、^{を預けて、}大会と實質的に効果あるしめを大会に於て、各種の科委員会 ~~制~~ ^{を預けて、} 大会と實質的に効果あるしめを新課制の採用によるか、如きは、全般的に労働組合運動の内容的な発展を表明するものである。